

令和5年8月24日

令和5年度第5回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第5回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第3号 松本市立博物館条例施行規則の一部改正について

[報告]

- 第1号 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給事務に係る個人番号利用について
- 第2号 図書館システムサーバ更新及び松本市松南地区公民館改修工事に伴う休館について
- 第3号 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について
- 第4号 松本市立博物館開館記念式典とオープニングイベントについて【非公開】

[その他]

教育委員会資料
5. 8. 24
教育政策課

議案第 2 号

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの
利用等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

松本市立博物館を松本市公共施設案内・予約システムの対象施設とすることに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

システム対象施設に「松本市立博物館」を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年10月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後(案)													
<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月29日 教育委員会規則第7号</p> <p>(システム対象施設)</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係)</p>	<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月29日 教育委員会規則第7号</p> <p>(システム対象施設)</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係)</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">システム対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。</td> </tr> <tr> <td>2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設</td> </tr> </tbody> </table>	システム対象施設	1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。	2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設	3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設	4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設	5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">システム対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。</td> </tr> <tr> <td>2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設</td> </tr> <tr> <td>5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設</td> </tr> <tr> <td><u>6 松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)第2条第1項に規定する施設</u></td> </tr> </tbody> </table>	システム対象施設	1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。	2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設	3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設	4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設	5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設	<u>6 松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)第2条第1項に規定する施設</u>
システム対象施設														
1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。														
2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設														
3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設														
4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設														
5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設														
システム対象施設														
1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。														
2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設														
3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設														
4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設														
5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設														
<u>6 松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)第2条第1項に規定する施設</u>														

議案第 3 号

松本市立博物館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

令和5年10月1日から松本市立博物館条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正をするものです。

2 主な改正内容

(1) 施設使用許可申請の項目を新設

改正条例で新設された貸室について、使用許可申請、減免申請等を規定

(2) 観覧料等の減免規定の追加

これまで内規で定めていた減免規定を施行規則に明記

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年10月1日



博物館

館長 加藤 孝

電話 32-0133

松本市立博物館条例施行規則(平成24年教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市立博物館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成24年4月1日 教育委員会規則第9号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成31年3月22日教育委員会規則第15号</p> <p>松本市立博物館条例施行規則(平成17年教育委員会規則第18号)の全部を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市立博物館条例(平成24年条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第2条 条例第7条に規定する観覧料の減免(以下「観覧料の減免」という。)の対象事由及び減免額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 観覧料の減免を受けようとする者(以下「観覧料減免の申請者」という。)は、松本市立博物館観覧料減免申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免の申請者に対し、松本市立博物館観覧料減免決定書(様式第2号)を交付する。</p> <p>4 第2項及び前項の規定にかかわらず、別表第1第1号及び第2号に定</p>	<p>○松本市立博物館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成24年4月1日 教育委員会規則第9号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成31年3月22日教育委員会規則第15号 改正 <u>令和5年</u> 月 日教育委員会規則第 号</p> <p>松本市立博物館条例施行規則(平成<u>24</u>年教育委員会規則第9号)の<u>一部</u>を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市立博物館条例(平成24年条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(新第5条へ)</p>

現行	改正後（案）
<p>める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。</p> <p>（特別観覧料）</p> <p>第3条 条例第8条第2項ただし書に規定する特別観覧料の減免（以下「特別観覧料の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 特別観覧に係る許可又は特別観覧料の減免を受けようとする者（以下「特別観覧許可等申請者」という。）は、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して特別観覧に係る許可又は特別観覧料の減免を決定したときは、特別観覧許可等申請者に対し、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書（様式第4号）を交付する。</p>	<p>（特別観覧料）</p> <p>【削除】</p> <p>第2条 <u>条例第7条に規定する</u>特別観覧に係る許可 <u>又は特別観覧料の減免</u>を受けようとする者（以下「特別観覧許可等申請者」という。）は、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請に対して特別観覧に係る許可 <u>又は特別観覧料の減免</u>を決定したときは、特別観覧許可等申請者に対し、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p><u>（施設等の使用）</u></p> <p>第3条 <u>条例第8条に規定する施設等の使用に係る許可を受けようとする者（以下「施設使用申請者」という。）は、別表第1に定める区分に応じ定められた申込期限期間内に、松本市立博物館施設等使用許可等申請書（様式第3号）を別に別表第2に掲げる備品・什器等（以下「物品等」という。）の使用の有無について記載の上教育委員会に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも同様とする。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(旧第2条第1項)</p> <p>(旧第2条第2項)</p>	<p><u>2 教育委員会は、前項の申請に係る許可を決定したときは、施設使用申請者に対し、松本市立博物館施設等使用許可書兼領収書（様式第4号）を交付するものとする。許可を受けた事項の変更又は取消しを決定したときも同様とする。</u></p> <p><u>3 申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に掲げる情報を、電磁的記録により教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(使用期間)</p> <p><u>第4条 特別展示室を使用する場合の使用期間は、原則として1週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き2週間を超える使用については、許可しない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 講堂又は交流学習室をギャラリーとして使用する場合の使用期間は、原則として7日間（閉館日を含む。）を上限とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 ウィンドーギャラリーを使用する場合の使用期間は、2週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き4週間を超える使用については、許可しない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(観覧料等の減免)</p> <p><u>第5条 条例第11条に規定する観覧料等の減免(以下「観覧料等の減免」という。)の対象事由及び減免額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定める</u>観覧料等の減免を受けようとする者(以下「観覧料等減免</p>

現行	改正後（案）
<p>2 観覧料の減免を受けようとする者(以下「観覧料減免の申請者」という。)は、松本市立博物館観覧料減免申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(旧第2条第3項)</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免の申請者に対し、松本市立博物館観覧料減免決定書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(旧第2条第4項)</p> <p>4 第2項及び前項の規定にかかわらず、別表第1第1号及び第2号に定める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。</p>	<p>の申請者」という。)は、次の各号に掲げる減免を受けようとする観覧料等の区分に従い、当該各号に掲げる<u>申請書</u>を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 条例第6条に定める観覧料及び条例第8条に定める使用料 松本市立博物館観覧料・使用料減免申請書(様式第5号)</u></p> <p><u>(2) 条例第11条に定める特別観覧 松本市立博物館特別観覧許可(特別観覧料減免)申請書(様式第1号)</u></p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、観覧料等減免の申請者に対し、<u>松本市立博物館観覧料・使用料減免決定書(様式第6号)又は松本市立博物館特別観覧許可等決定書(様式第2号)</u>を交付するものとする。</p> <p>4 第2項及び前項の規定にかかわらず、別表第<u>3</u>第1号、<u>第2号及び第6号</u>に定める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。</p> <p><u>5 申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に掲げる情報を、電磁的記録により教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p><u>(観覧料等の還付)</u></p> <p><u>第6条 条例第12条ただし書に規定する観覧料等の還付(以下「観覧料等の還付」という。)の対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 観覧料等の還付を受けようとする者(以下「還付申請者」という。)は、松本市博物館使用料等還付申請書(様式第7号)を教育委員会に提</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(博物館資料の貸出し)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる場合に限り、博物館資料(寄託又は借用を受けたものを除く。)の貸出しを行うことができる。</p> <p>(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づく博物館又は博物館と同一の目的を有する国の施設等が行う展示の用に供する場合</p> <p>(2) 前号に規定する場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合</p> <p>2 前項の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、松本市立博物館資料貸出申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、松本市立博物館資料貸出許可書(様式第6号)の交付を受けなければならない。</p> <p>(博物館資料の寄贈)</p> <p>第5条 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けることができる。</p> <p>2 博物館資料を寄贈しようとする者は、松本市立博物館資料寄贈申出書(様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けたときは、松本市立博物館資料寄贈受入書(様式第8号)を博物館資料を寄贈した者に交付する。</p> <p>(博物館資料の寄託)</p>	<p><u>出しなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、前項の申請に対して観覧料等の還付を決定したときは、還付申請者に対し博物館観覧料等還付決定書(様式第8号)を交付するものとする。</u></p> <p>(博物館資料の貸出し)</p> <p>第7条 教育委員会は、次に掲げる場合に限り、博物館資料(寄託又は借用を受けたものを除く。)の貸出しを行うことができる。</p> <p>(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づく博物館又は博物館と同一の目的を有する国の施設等が行う展示の用に供する場合</p> <p>(2) 前号に規定する場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合</p> <p>2 前項の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、松本市立博物館資料貸出申請書(様式第9号)を教育委員会に提出し、松本市立博物館資料貸出許可書(様式第10号)の交付を受けなければならない。</p> <p>(博物館資料の寄贈)</p> <p>第8条 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けることができる。</p> <p>2 博物館資料を寄贈しようとする者は、松本市立博物館資料寄贈申出書(様式第11号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けたときは、松本市立博物館資料寄贈受入書(様式第12号)を博物館資料を寄贈した者に交付する。</p> <p>(博物館資料の寄託)</p>

現行	改正後（案）
<p>第6条 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けることができる。</p> <p>2 博物館資料を寄託しようとする者は、松本市立博物館資料寄託申出書（様式第9号）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けたときは、松本市立博物館資料寄託受入書（様式第10号。以下「寄託受入書」という。）を博物館資料を寄託した者（以下「寄託者」という。）に交付する。</p> <p>4 教育委員会は、寄託者から寄託を受けた博物館資料（以下「寄託資料」という。）については、博物館で所蔵する資料と同様の取扱いをするものとする。</p> <p>5 教育委員会は、寄託者の承認を受けたときに限り、寄託資料の貸出しを行うことができる。</p> <p>6 教育委員会は、寄託資料が災害等の不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>7 寄託者は、寄託資料の返還を受けようとするときは、松本市立博物館寄託資料返還申出書（様式第11号）に第3項の寄託受入書を添付して提出しなければならない。</p> <p>8 教育委員会は、寄託資料を寄託者に返還するときは、松本市立博物館寄託資料返還決定書（様式第12号）を交付する。</p> <p>（補則）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第9条 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けることができる。</p> <p>2 博物館資料を寄託しようとする者は、松本市立博物館資料寄託申出書（様式第13号）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けたときは、松本市立博物館資料寄託受入書（様式第14号。以下「寄託受入書」という。）を博物館資料を寄託した者（以下「寄託者」という。）に交付する。</p> <p>4 教育委員会は、寄託者から寄託を受けた博物館資料（以下「寄託資料」という。）については、博物館で所蔵する資料と同様の取扱いをするものとする。</p> <p>5 教育委員会は、寄託者の承認を受けたときに限り、寄託資料の貸出しを行うことができる。</p> <p>6 教育委員会は、寄託資料が災害等の不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>7 寄託者は、寄託資料の返還を受けようとするときは、松本市立博物館寄託資料返還申出書（様式第15号）に第3項の寄託受入書を添付して提出しなければならない。</p> <p>8 教育委員会は、寄託資料を寄託者に返還するときは、松本市立博物館寄託資料返還決定書（様式第16号）を交付する。</p> <p>（補則）</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p>

現行	改正後（案）
<p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 （重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則等の廃止）</p> <p>2 重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第2号）、松本民芸館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）、松本市はかり資料館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第12号）、松本市旧司祭館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第15号）、窪田空穂記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第10号）、旧制高等学校記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第11号）、重要文化財馬場家住宅条例施行規則（平成9年教育委員会規則第13号）、松本市歴史の里条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）、松本市時計博物館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第12号）、松本市四賀化石館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第14号）、松本市安曇資料館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第15号）及び松本市山と自然博物館条例施行規則（平成19年教育委員会規則第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（平成31年3月22日教育委員会規則第15号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則による改正前の松本市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。</p>	<p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 （重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則等の廃止）</p> <p>2 重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第2号）、松本民芸館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）、松本市はかり資料館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第12号）、松本市旧司祭館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第15号）、窪田空穂記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第10号）、旧制高等学校記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第11号）、重要文化財馬場家住宅条例施行規則（平成9年教育委員会規則第13号）、松本市歴史の里条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）、松本市時計博物館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第12号）、松本市四賀化石館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第14号）、松本市安曇資料館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第15号）及び松本市山と自然博物館条例施行規則（平成19年教育委員会規則第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（平成31年3月22日教育委員会規則第15号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則による改正前の松本市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日教育委員会規則第 号）</u></p>

現行	改正後（案）														
	<p><u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u> <u>2 この規則による改正前の松本市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。</u></p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1140 611 1973 946"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 611 1559 660"><u>使用施設</u></th> <th data-bbox="1559 611 1973 660"><u>申請期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 660 1559 847"><u>特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室（ギャラリーとして使用する場合には限る。）</u></td> <td data-bbox="1559 660 1973 847"><u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3か月前から1か月前まで</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 847 1559 946"><u>上記以外の施設</u></td> <td data-bbox="1559 847 1973 946"><u>使用日の2か月前から3日前まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1140 1002 1973 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1002 1447 1051"><u>使用施設</u></th> <th data-bbox="1447 1002 1973 1051"><u>備品・仕器等</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1051 1447 1099"><u>講堂</u></td> <td data-bbox="1447 1051 1973 1099"><u>音響・視聴覚機器</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1099 1447 1147"><u>会議室1及び会議室2</u></td> <td data-bbox="1447 1099 1973 1147"><u>プロジェクター及び携帯スクリーン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1147 1447 1198"><u>全施設共通</u></td> <td data-bbox="1447 1147 1973 1198"><u>展示パネル、持込み電気機器</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>使用施設</u>	<u>申請期間</u>	<u>特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室（ギャラリーとして使用する場合には限る。）</u>	<u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3か月前から1か月前まで</u>	<u>上記以外の施設</u>	<u>使用日の2か月前から3日前まで</u>	<u>使用施設</u>	<u>備品・仕器等</u>	<u>講堂</u>	<u>音響・視聴覚機器</u>	<u>会議室1及び会議室2</u>	<u>プロジェクター及び携帯スクリーン</u>	<u>全施設共通</u>	<u>展示パネル、持込み電気機器</u>
<u>使用施設</u>	<u>申請期間</u>														
<u>特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室（ギャラリーとして使用する場合には限る。）</u>	<u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3か月前から1か月前まで</u>														
<u>上記以外の施設</u>	<u>使用日の2か月前から3日前まで</u>														
<u>使用施設</u>	<u>備品・仕器等</u>														
<u>講堂</u>	<u>音響・視聴覚機器</u>														
<u>会議室1及び会議室2</u>	<u>プロジェクター及び携帯スクリーン</u>														
<u>全施設共通</u>	<u>展示パネル、持込み電気機器</u>														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="215 1257 1081 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1257 651 1307">対象事由</th> <th data-bbox="651 1257 1081 1307">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1307 651 1401">(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定す</td> <td data-bbox="651 1307 1081 1401">本人及び介助者1人を全額免除</td> </tr> </tbody> </table>	対象事由	減免額	(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定す	本人及び介助者1人を全額免除	<p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1140 1257 2011 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1257 1294 1307">区分</th> <th data-bbox="1294 1257 1783 1307">対象事由</th> <th data-bbox="1783 1257 2011 1307">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1307 1294 1401"><u>1 条例第6条第1</u></td> <td data-bbox="1294 1307 1783 1401">(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者</td> <td data-bbox="1783 1307 2011 1401"><u>本人及び介助者1人を全額免除</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象事由	減免額	<u>1 条例第6条第1</u>	(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者	<u>本人及び介助者1人を全額免除</u>				
対象事由	減免額														
(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定す	本人及び介助者1人を全額免除														
区分	対象事由	減免額													
<u>1 条例第6条第1</u>	(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者	<u>本人及び介助者1人を全額免除</u>													

現行		改正後（案）	
る障害者をいう。以下同じ。)のうち、身体障害者手帳「1種」、療育手帳「A」又は精神障害者保健福祉手帳「1級」を所有する者		<u>項に規定する観覧料</u>	をいう。以下同じ。)のうち、 身体障害者手帳「1種」、療育手帳「A」又は精神障害者保健福祉手帳「1級」を所有する者及びその介助者
(2) 障害者のうち、前号に規定する者以外の者	本人を全額免除	<u>(2) 市又は教育委員会が発行した博物館の招待券を所持する者</u>	<u>招待券に記載の額</u>
(3) その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額	<u>(3) 市、教育委員会又は博物館の主催、共催又は後援する事業により観覧をする者</u>	<u>市長が必要と認めた額</u>
		<u>(4) 松本市及びその関連団体が行う事業で公益性が認められる事業により観覧するもの</u>	<u>市長が必要と認めた額</u>
		<u>(5) 学校における教育活動又は保育所における保育活動の一環として観覧を行う生徒等及び引率を行う職員</u>	<u>市長が必要と認めた額</u>
		<u>(6) その他市長が特に必要と認めた者</u>	<u>市長が必要と認めた額</u>
別表第2(第3条関係)		<u>2 条例第6条第2項に規定する観覧料</u>	<u>(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。)及びその介助者</u> <u>(2) その他市長が特に必要と認めた者</u>
		<u>3 特別観覧料</u>	<u>市長が特に必要と認めた者</u> <u>市長が必要と認めた額</u>
			<u>全額免除</u>
			<u>市長が必要と認めた額</u>
			<u>市長が必要と認めた額</u>

対象事由	減免額
市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額

現行	改正後（案）		
	4 使用料	1) 市の主催事業に使用するとき	全額免除
		2) 国、県及び他の地方公共団体が市と共同して使用するとき	全額免除
		3) 市内の学校等が使用するとき。ただし特別展示室を除く。	全額免除
		4) 市の共催事業に使用するとき	100分の50を乗じた額
		5) 社会教育関係団体が使用するとき	100分の50を乗じた額
		6) 市内に事業所を置く企業等が、自社の製品の販売促進等を目的とせず、その産業や技術、技能等を紹介、もって社会教育の一助となる活動をするとき	100分の50を乗じた額
		16) その他市長が特に必要と認めたとき	市長が必要と認めた額
	別表第4（第6条関係）		
	区分	対象事由	還付額
	観覧料	(1) 市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認められた額
	特別観覧料	(2) 市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認められた額
	使用料	(3) 使用者の責でない理由に	全額免除

現行	改正後（案）		
<p>様式第1号(第2条関係) (略)</p> <p>様式第2号(第2条関係) (略)</p> <p>様式第3号(第3条関係) (略)</p> <p>様式第4号(第3条関係) (略)</p>		<p><u>より、使用することができなくなったとき</u></p>	
		<p><u>(4) 使用する日以前20日前までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき</u></p>	<p><u>全額免除</u></p>
		<p><u>(5) 使用する日以前10日前までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき</u></p>	<p><u>100分の50を乗じた金額</u></p>
		<p><u>(6) その他市長が特に必要と認めるとき</u></p>	<p><u>市長が必要と認めた額</u></p>
		<p>様式第<u>5</u>号(第<u>5</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>6</u>号(第<u>5</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>1</u>号(第<u>2</u>条、<u>第5条</u>関係) (略)</p> <p>様式第<u>2</u>号(第<u>2</u>条、<u>第5条</u>関係) (略)</p> <p><u>様式第3号(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第3号の2(第3条関係)</u> (略)</p>	

現行	改正後（案）
<p>様式第5号(第4条関係) (略)</p> <p>様式第6号(第4条関係) (略)</p> <p>様式第7号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第8号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第9号(第6条関係) (略)</p> <p>様式第10号(第6条関係) (略)</p> <p>様式第11号(第6条関係) (略)</p> <p>様式第12号(第6条関係) (略)</p>	<p><u>様式第4号(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第4号の2(第3条関係)</u> (略)</p> <p>様式第<u>7</u>号(第<u>6</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>8</u>号(第<u>6</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>9</u>号(第<u>7</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>10</u>号(第<u>7</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>11</u>号(第<u>8</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>12</u>号(第<u>8</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>13</u>号(第<u>9</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>14</u>号(第<u>9</u>条関係) (略)</p> <p>様式第<u>15</u>号(第<u>9</u>条関係) (略)</p>

現行	改正後（案）
	様式第 <u>16</u> 号(第 <u>9</u> 条関係) (略)

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給事務に係る個人番号利用について

1 趣旨

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給事務において、個人番号を利用して市県民税課税状況を把握する方法（独自利用事務の情報連携）の選択を可能にし、市民の利便性向上等を図るものです。

2 対象事務の状況

(1) 対象事務

ア 就学援助費

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒又は小学校就学予定者の保護者に対し、学用品等の購入や学校給食費、修学旅行費等の支給を行っているもの。

イ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級等に就学する児童・生徒等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品等の購入や通学に要する費用等の支給を行っているもの。

(2) 現状

対象事務においては、市外からの転入者で松本市から市民税を課税されていない保護者に対し、「所得・課税額証明書」の取得を依頼しています。そのため、転出元への郵送請求や自治体に出向いての発行申請が必要となり、経済的な負担が発生しています。

3 個人番号独自利用事務の情報連携

(1) 概要

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、同意を得られた者について、個人番号を用いて国の情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体と情報連携を行うことで、課税・所得の状況の確認が可能になるもの。（個人番号を利用しない方は、これまで同様に、証明書の提出で対応します。）

(2) 他事務での実施状況

福祉医療給付事業（障がい福祉課）など7事業で同様の情報連携を行っています。

(3) 効果

転入者について、対象事務での「所得・課税額証明書」の添付が不要になり、市民の利便性向上が図られるもの。

4 今後の対応

(1) 令和5年9月議会に、松本市個人番号の利用に関する条例の改正議案を提出します。

(2) 条例改正に合わせ、関連規則の改正及び国への利用申請を行い、来年6月から個人番号活用が可能になります。

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子

電話 33-9846

教育委員会資料
5. 8. 24
中央図書館

報告第 2 号

図書館システムサーバ更新及び松本市松南地区公民館改修工事に伴う休館について

1 趣旨

図書館システムのサーバ機器の更新に伴う松本市図書館全館の休館、及び松南地区公民館改修工事を行うため、南部図書館を休館とすることについて報告するものです。

2 サーバ更新に伴う全館休館

(1) 休館期間

令和5年9月22日（金）から9月26日（火）までの5日間

(2) 作業内容

システムを全面休止してのサーバ機器更新、データ移行、システム稼働テスト

(3) サービス休止内容

図書館サービス全般（貸出、予約、調査・相談等）、蔵書検索（WebOPAC）休止

※ブックポストへの返却は可能です。

※図書館ホームページ、協働電子図書館「デジとしょ信州」は利用できます。

3 松南地区公民館改修工事に伴う南部図書館の休館

(1) 休館期間

令和5年9月18日（月）から10月3日（火）までの16日間

(2) 休館中の対応について

ア 予約資料の貸出のみ下記日程で行います。

(ア) 日時 9月27日（水）～10月2日（月） 午前10時～午後5時

(イ) 場所 松南地区公民館窓口

イ ブックポストへの返却は可能です。

4 周知方法

(1) 図書館の館内掲示により周知します。

(2) 松本市ホームページ、図書館ホームページ、図書館 Facebook、図書館 Twitter に掲載します。

担当	中央図書館
館長	藤森 千穂
電話	32-0099

サーバ更新及び松南地区公民館改修工事スケジュール

業務区分		9月															
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
		月・祝	火	水	木	金	土・祝	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
変更前の休館日		祝日振替・全館休館 中央以外			全館			南部以外							南部以外	南部のみ	
変更後の休館日		全館 中央以外			サーバ更新に伴う全館休館										全館		
サーバ更新作業						機器更新・データ移行・稼働テスト				予備日							
松南地区公民館改修工事 (南部図書館該当箇所のみ)		天井内配管・自動水栓取替・照明機器更新（LED化）・窓枠修理															
南部以外	貸出	通常業務				停止				通常業務							
	返却	通常業務				ブックポストへの返却可								通常業務			
南部	貸出	停止								予約のみ							
	返却	ブックポストへの返却可															

報告第 3 号

史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者の任期満了に伴い、史跡松本城整備研究会規程第3条及び第7条の規定に基づき、委員等を委嘱することについて報告するものです。

2 定数

(1) 委員

10名以内

(2) 指導助言者

若干名

3 選任の方針

- (1) 松本城の整備にあたり、各分野における高度な専門性及び地域の歴史等に対する深い見識を有している者を選任する。
- (2) 今後の松本城整備推進に必要な専門的な知識と経験を有し、適切な調査・研究及び助言が可能な者を選任する。

4 委嘱予定者

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿（案）（別紙1）

※委嘱にあたっては、これまでの委員、指導助言者を再任したい。

5 任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日（2年間）

6 根拠規定

史跡松本城整備研究会規程（別紙2のとおり）

担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	31-3369



史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿（案）

1 委員

	氏 名	役 職	備考
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授	再任（H8～） 【都市工学】 （14期目）
2	よしだ こ 吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	再任（H14～） 【近世日本史】 （11期目）
3	ささきくにひろ 佐々木邦博	信州大学名誉教授	再任（H20～） 【史跡環境】 （8期目）
4	さわやなぎ ひでこ 澤柳 秀子	長野県スクールソーシャルワーカー	再任（R3～） 【教育】 （2期目）
5	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学 名誉教授	再任（H29～） 【土木工学】 （4期目）
6	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	再任（H28～） 【考古学】 （4期目）
7	ほやのしげお 梅干野成央	信州大学工学部建築学科准教授	再任（H31～） 【建築史】 （3期目）
8	よねもと きよし 米本 潔	文化遺産マネジメントラボ代表	再任（R3～） 【保存・活用】 （2期目）

※ 備考欄の【 】は精通（専門）する分野、（ ）は委嘱開始年

※ 松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は、「就任時3期（中途補充は4期とする。）又は6年を超えないものとする。」と定められていますが、渡邊委員、吉田委員、佐々木委員、西形委員及び原委員は、「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合（要綱第4条第2項第2号）」に該当するため選任

2 指導助言者

	氏 名	役 職
1	いちハラ ふじお 市原富士夫	文化庁文化財資源活用課 整備部門 主任調査官
2	ばばしんいちろう 馬場伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事

○史跡松本城整備研究会規程

昭和61年3月27日

教育委員会訓令乙第1号

改正 平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号

令和3年3月25日教育委員会訓令乙第1号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会

(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教育委員会訓令乙第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。